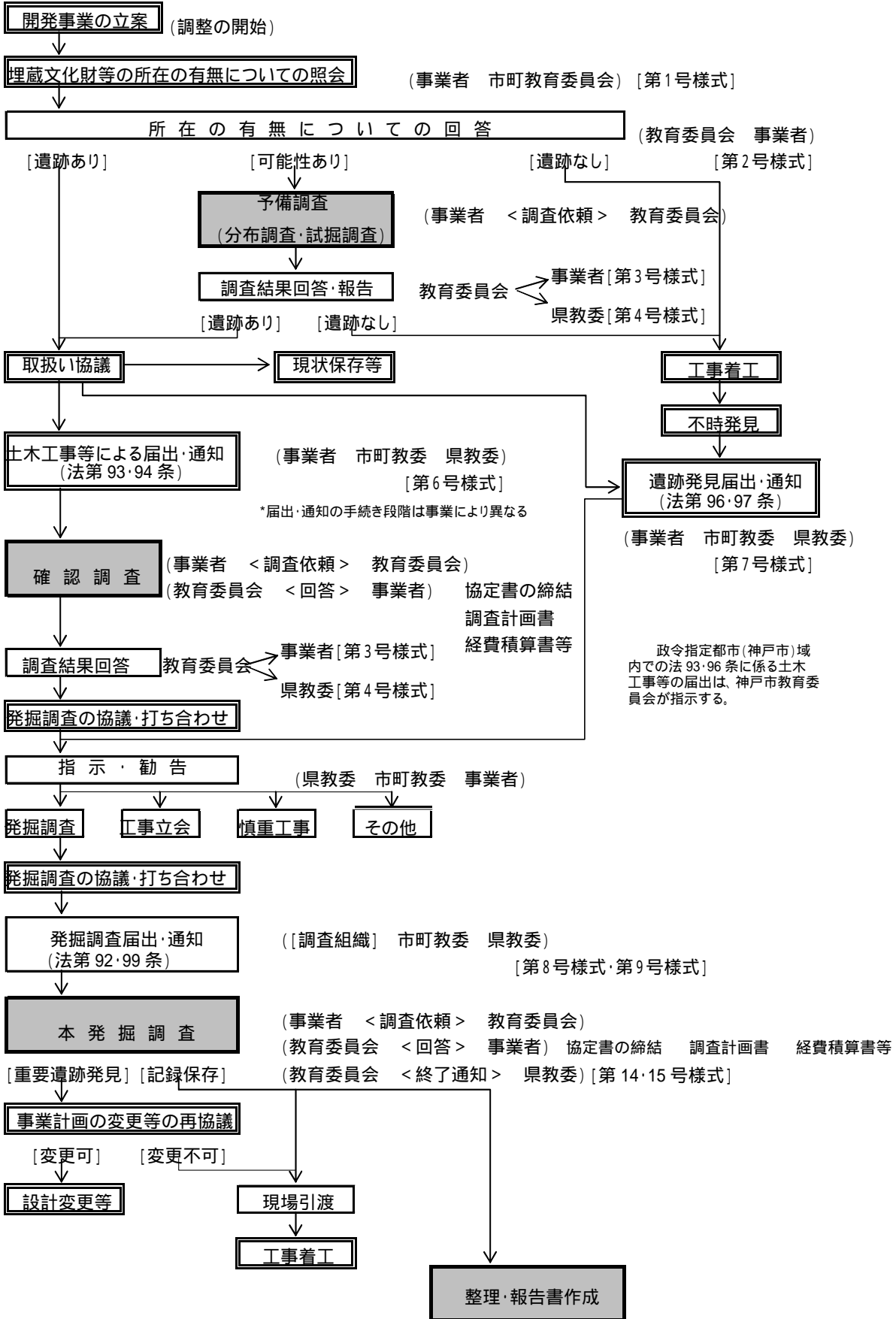


埋蔵文化財にかかわる基本的な取扱いの流れは次のとおりです。

- (1) 開発行為が計画された場合、事業者は、可能な限り早い時期に開発事業予定区域内における史跡・埋蔵文化財等の所在状況やその他の取扱いについて、【第1号様式】により教育委員会に対して照会・協議する。照会は、原則として詳細な「遺跡地図」等を備えている地元市町教育委員会に行く。
ただし、照会のあった事業が県が発掘調査を分担する事業の場合は、市町教育委員会は、回答に先立ち事前に兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所に協議すること。
- (2) 教育委員会は、【第2号様式】により、照会者に対し埋蔵文化財の所在状況の回答を行うとともに、事業計画に基づき必要があれば、予定区域内の埋蔵文化財の有無を確認するため、分布調査、及び試掘調査を行うことになる。分布調査及び試掘調査の実施について双方の協議が整えば、開発事業者は教育委員会に対し、調査の依頼を行う。
事業者は、分布調査等の実施に必要な開発事業地周辺のできる限り詳細な図面等を提供するとともに、現地踏査のための条件整備等の準備を行う必要がある。
- (3) 教育委員会は分布調査及び試掘調査の結果について、調査依頼を行った開発事業者に対して【第3号様式】により公文書によって調査結果の回答を行うとともに、県教育委員会に対しても【第4号様式】により、回答文書の写しを添付の上、報告する。
- (4) 教育委員会は、調査の結果、新たに埋蔵文化財包蔵地を発見した場合は、【第5号様式-1】により県教育委員会に報告するとともに、事業者は、必要があれば【第7号様式-2】により届出又は通知を行う。
- (5) 教育委員会は、事業予定地内に遺跡が存在する場合、事業計画を変更して遺跡を現状保存することができないか等の協議を事業者と行う。なお、市町教育委員会実施の発掘調査の場合で重要な遺跡については、県教育委員会がこの現地立会・協議に加わる。
- (6) 事業者は、協議の結果、埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合には、兵庫県教育長にその旨を【第6号様式-2】により、届出又は通知を行う。（法第93条[国の機関等以外の者の場合]）又は第94条[国の機関等の場合]）。届出又は通知は、2部を市町教育委員会に提出する。
- (7) 教育委員会は、【第6号様式-2】の届出・通知によって事業者と協議を行い、協議が整えば事業者からの依頼によって、必要に応じて遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施することとなる。市町教育委員会は【第4号様式】により、確認調査結果を報告するとともに、【第6号様式-2】を県教育委員会に進達する。
- (8) 県教育長から発掘調査実施の指示があった場合、本発掘調査を行うことになる。発掘調査を担当するのは、本発掘調査にあたって、兵庫県教育長に法第92条（地方公共団体の者以外の者の場合）による届出【第8号様式-2】又は第99条に基づく報告（地方公共団体の場合）【第9号様式-2】を行う。
- (9) 教育委員会は、本発掘調査によって重要な遺跡が発見された場合には、発掘調査を一時中断し、事業者と事業計画変更等の再協議を行い、可能な限り遺跡の現状保存を図る。なお、市町教育委員会にあたっては、県教育委員会の指導・助言を得るものとする。
- (10) 市町教育委員会は、現地における本発掘調査の終了後、【第14号様式-2・第15号様式】により県教育委員会に終了報告を行う。
- (11) 教育委員会は事業者の依頼によって、整理及び報告書作成を行う。これにより一連の発掘調査が完了する。
- (12) 遺跡の不時発見の場合は、【第7号様式-2】により、法第96条（国の機関等以外の場合）又は第97条（国の機関等の場合）による届出又は通知を行う。発見された遺跡の取り扱いについての手順は、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する取扱い手順とほぼ同様である。
- (13) なお、指定都市の区域内で行われる周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等で、法第93条及び法第96条に係る届出については、指定都市教育長に対して行う。

《開発事業と発掘調査等手続きフロー》



手続きの種類》

開発事業者

土木工事等の開発事業を行う場合

	項 目	手 続	期 限	提出部数	提 出 先	様 式
1	埋蔵文化財等の所在の有無	照 会	事業立案時	1 部	当該市町教委	第 1 号様式
2	分布調査依頼	依 頼	調査前	1 部	県又は市町教委	-

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合

	項 目	手 続	期 限	提出部数	提 出 先	様 式
1	法第94条（国の機関等）	通 知	あらかじめ	2 部	市町教委	第 6 号様式
2	法第93条（国の機関等以外のもの）	届 出	60日前	2 部	市町教委	第 6 号様式
3	調査依頼（確認調査・本発掘調査）	依 頼	調査前	1 部	県・市町教委	-

工事中等に遺跡を発見した場合

	項 目	手 続	期 限	提出部数	提 出 先	様 式
1	法第97条（国の機関等）	通 知	速やかに	2 部	市町教委	第 7 号様式
2	法第96条（国の機関等以外のもの）	届 出	速やかに	2 部	市町教委	第 7 号様式
3	調査依頼（確認、本調査）	依 頼	調査前	1 部	県・市町教委	-

発掘調査担当

	項 目	手 続	期 限	提出部数	提 出 先	様 式
1	埋蔵文化財包蔵地所在状況	回 答	照会後、速やかに	1 部	事業者	第 2 号様式
2	分布・試掘・確認調査結果	回 答 報 告	調査終了後、速やかに	1 部	事業者 県教委	第 3 号様式 第 4 号様式
3	埋蔵文化財包蔵地の発見等	報 告	発見等後、速やかに	1 部	県教委	第 5 号様式
4	調査体制・調査期間・経費積算・協定書	回 答	調査依頼後、速やか	1 部	事業者	
5	法第92条第1項（地方公共団体以外のもの）	届 出	30日前	2 部	市町教委	第 8 号様式
6	法第99条（地方公共団体）	報 告	調査開始後、速やか	1 部	県・市町教委	第 9 号様式
7	本発掘調査終了	報 告	調査終了後	1 部	県教委	第14号様式

《記入上の注意》

文化財保護法第93条・第94条の提出について（第6号 - 2様式関係）

届出・通知書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ということをさしています。

土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する場合は、遺跡毎に届出・通知文書を作成して下さい。

工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく、年度毎に提出する必要はありません。

届出・通知様式のうち、【第6号様式 - 2】については、A4版、両面コピーで作成して下さい。

第93条の届出年月日は、市郡町教育委員会の担当窓口へ提出した日付を必ず記入して提出して下さい。

届出・通知の様式には択一式の記入箇所があります。該当するいずれかを漏れなくで囲んで下さい。なお、遺跡の種類、遺跡の名称、員数については、当該市郡町教育委員会と事前に相談して下さい。

別記2太線内は漏れなく記入して下さい。（上と下の細線欄は記入する必要がありません。）

所在地欄には、他の書類と同じ、住居表示（丁目、番、号）もしくは地番までを記入して下さい。

面積欄は、対象もしくは敷地面積を記入して下さい（建築面積ではありません）。なお、道路等の場合は、対象道路等全体の工事延長（m）、幅員（m）を記入して下さい。

土地所有者が複数の場合は、代表者氏名の他名として下さい。

遺跡の現状欄は地目ではなく、現在の土地利用形態として下さい。

工事の概要欄は、簡潔に記入して下さい。

工事主体者欄は、通常届出者と同じにして下さい。

施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。なお、未定の場合は、「未定」として下さい。

着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。

参考事項欄は、事前の工事予定（解体等）など参考になる事項があればあれば記入して下さい。

添付書類はA4版で両面コピーで作成して下さい。

地図については、位置図はできるだけ国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000、地形図は市町作成の1/2,500～1/10,000等を使用し、工事箇所を正確に赤色で明示したもの（蛍光ペン等は不可）工事概要図面は、平面図及び地下の掘削状況の判る断面図を添付してください。なお、建物の場合、2階以上の平面図は必要ありません。添付写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、1～2枚程度を目安にA4版1枚として調製して下さい。（カラーコピーでも可）

届出・通知書類の提出先は、必ず当該市郡町教育委員会の文化財行政担当課（通常は、文化財課、社会教育課、生涯学習課等）に行ってください。なお、不明な点は教育委員会担当者と事前に相談して下さい。

第92条第1項・第99条第2項の提出について（第8号 - 2様式及び第9号 - 2関係）

発掘調査の届出・報告は、遺跡ごとに提出すること。

同一遺跡でも地点・調査期間が異なる場合は、別の届出・通知とすること。

調査が多年次にわたる場合は、年度ごとに当該年度の調査内容で届出・通知を行うこと。

届出・報告の様式は、上記1に準じること。

発掘調査予定地の土地所有者の承諾書【第10号様式】及び発掘調査承諾書（発掘担当者が発掘調査の主体となる機関以外の者の場合【第11号様式】）添付すること。なお、承諾書と届出・報告の日付に齟齬がないよう注意すること。

所有者の承諾書には、土地所有者（占有者）に説明の上、出土品に関する権利放棄を併せて記すこと。

添付の図面には調査対象範囲・調査予定箇所及び開発事業にあつては工事範囲を色分け明示し、それぞれ凡例を付けること。

開発事業との調整を図るために行う事前の試掘・確認調査の場合は、第92条及び第99条に基づく届出・報告は要しない。ただし、【第4号様式】により、兵庫県教育委員会文化財室長あてに調査結果を報告すること。

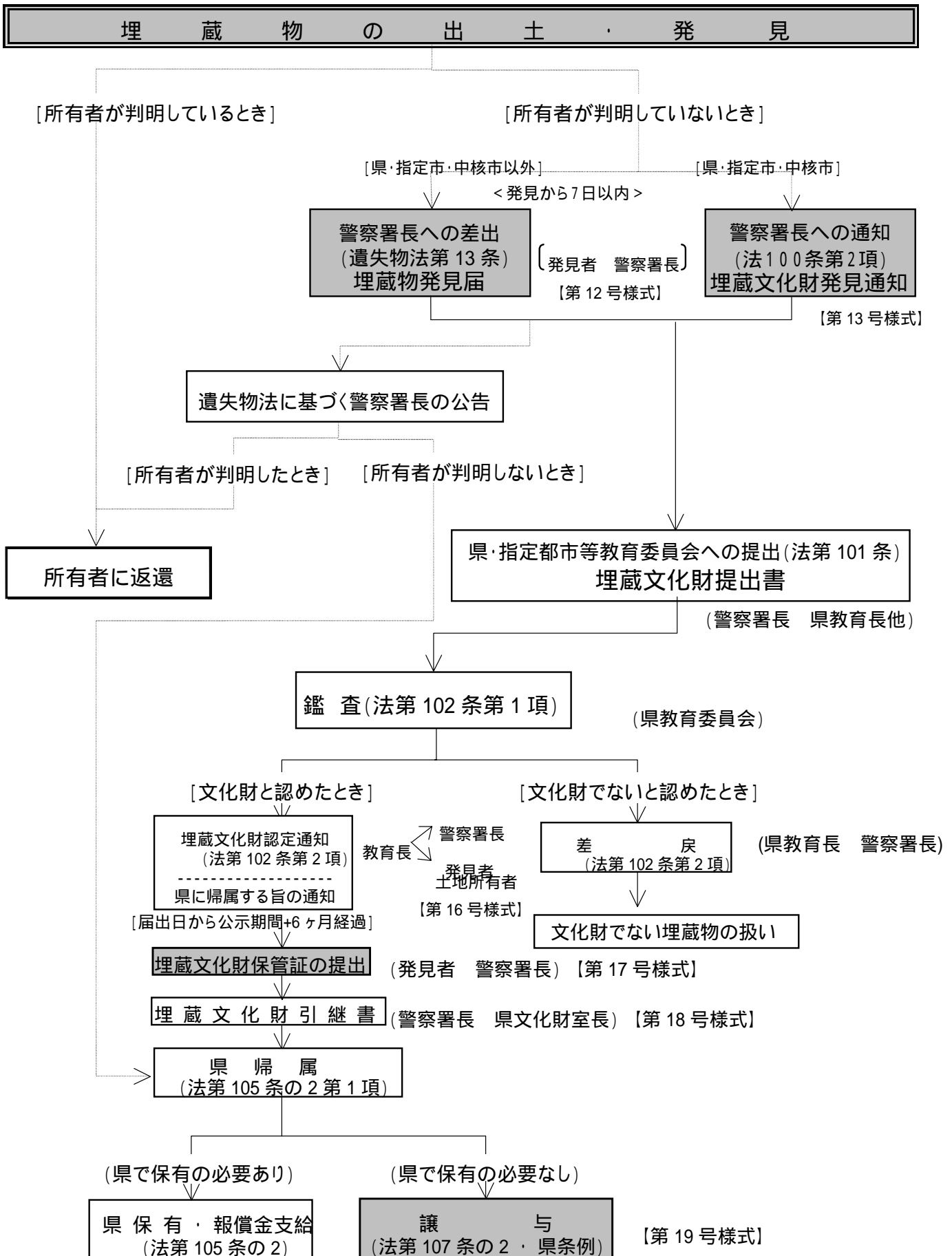
第96条・第97条の提出について（第7号 - 2関係）

届出・通知様式の記入・添付書類は、上記1及び2に準じて記入して下さい。

届出・通知にあたっては、遺跡名称を参考事項に記入して下さい。なお、遺跡名称については、関係教育委員会と十分協議の上定めて下さい。



《出土品の取扱いフロー》



【第6号様式 - 1】

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵庫県教育長 様

当該市郡町教育長

埋蔵文化財発掘〔届出・通知〕書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法〔第93条・第94条〕第1項の規定により、発掘の〔届出・通知〕がありましたので進達します。

なお、当該事業については、下記4のとおり指導する所存でありますので、よろしく申し上げます。

記

1 [届出・通知]者

2 事業の実施場所

3 周知の埋蔵文化財包蔵地名

4 指導事項

発掘調査（工事により破壊を受ける箇所について、記録保存のための本発掘調査を行う）

工事立会（内容・理由）

慎重工事（内容・理由）

その他（内容・理由）

【第6号様式 - 2】

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵庫県教育長 様

住 所
氏名等 印

埋蔵文化財発掘 [届出・通知] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)[第93条第1項・第94条第1項]の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり[届出・通知]します。

		市郡町文書番号
教社文第	号・平成	年 月 日
		・平成 年 月 日

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その 他 の 墓 生 産 遺 跡 そ の 他 の 遺 跡 ()		
	遺跡の名称		員 数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光 開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 その他開発 ()		
	工事の概要		
6 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7 施行責任者	氏名等：		
	住 所：		
8 着手時期		9 終了時期	
10 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
---------	------------------------

[注意事項] 太線内は届出・通知者が記入。
指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入
4 . 5 欄は該当項目を で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵庫県教育長 様

当該市郡町教育長

遺跡発見の〔届出・通知〕書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法〔第96条・第97条〕第1項の規定により、遺跡発見の〔届出・通知〕がありましたので進達します。

なお、当該事業については、下記4のとおり指導する所存でありますので、よろしく申し上げます。

記

- 1 〔届出・通知〕者
- 2 遺跡名
- 3 遺跡の所在地
- 4 指導事項
 - 1 発掘調査（内容・理由）
 - 2 工事立会（内容・理由）
 - 3 慎重工事（内容・理由）
 - 4 その他（内容・理由）

【第8号様式 - 1】

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵庫県教育長 様

当該市郡町教育長

埋蔵文化財発掘調査届出書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法第92条第1項の規定により、発掘調査届出書が提出されましたので進達します。

記

- 1 届出者
- 2 調査担当者
- 3 埋蔵文化財包蔵地名
- 4 調査の目的（開発に伴う場合は、土木工事等の届出等の種別、進達番号等を記入すること）
- 5 調査期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 その他

【第11号様式】

平成 年 月 日

教育長様

住所

氏名（発掘調査担当者）

印

発掘調査担当承諾書

下記の発掘調査について、調査担当者となることを承諾します。

記

1 発掘調査予定地の所在地

2 埋蔵文化財包蔵地名（遺跡名）

3 発掘調査地の予定面積

4 期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

[注意事項] 文化財保護法第92条第1項の届出及び第99条第1項の報告のうち、発掘調査主体者以外の者が調査を担当する場合は、経歴書を添付し提出すること。

【第14号様式 - 1】

(文 書 番 号)
平 成 年 月 日

兵 庫 県 教 育 長 様

当 該 市 郡 町 教 育 長

埋蔵文化財発掘調査終了報告書の送付について（進達）

みだしのことについて、下記の者から文化財保護法第92条第1項の規定により、発掘調査終了報告書が提出されましたので進達します。

記

- 1 報告者
- 2 調査担当者
- 3 文化財保護法第92条第1項に基づく届出書の進達番号・年月日
- 4 埋蔵文化財包蔵地名
- 5 取扱い
保 存 ・ 一 部 保 存 ・ 記 録 保 存 ・ そ の 他 ()
- 6 遺跡分布地図の追補訂正の要否
有 (別紙第5号様式) ・ 無
- 7 その他

【第14号様式 - 2】

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵庫県教育長様

提出者

埋蔵文化財発掘調査終了報告書の提出について

文化財保護法第92条第1項の規定により、平成 年 月 日付けで届け出ました下記遺跡の発掘調査が終了しましたので、別紙報告書を添え提出します。

記

- 1 遺跡の名称
- 2 所在地
- 3 県教育委員会の現地立会年月日

平成 年 月 日

[注意事項] 終了報告は、当該市郡町教育委員会を経由すること。

【第15号様式】

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

兵 庫 県 教 育 長 様

埋蔵文化財発掘調査終了後の提出について

文化財保護法第99第1項の規定により、平成 年 月 日付け(文書番号)で報告
しました、下記遺跡の発掘調査が終了しましたので報告します。

記

1 遺跡の名称

2 所在地

3 取扱い

現状保存 ・ 一部保存 ・ 記録保存 ・ その他()

4 県教育委員会の現地立会・協議の有無

有(平成 年 月 日) ・ 無

5 遺跡分布地図追補訂正の要否

有(別紙第5号様式) ・ 無

6 その他

【第16号様式 - 1】

教文第 号
平成 年 月 日

警察署長 様

兵庫県教育長

埋蔵物の文化財認定について（通知）

平成 年 月 日付けで提出された下記物件は、監査の結果、文化財と認定しましたので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第102条第2項の規定により通知します。

記

発見者		
土地所有者		
発見年月日	平成 年 月 日	
発見の場所		
物件の名称	数	量

【第16号様式 - 2】

教文第 号
平成 年 月 日

届出者（発見者・土地所者）様

兵庫県教育長

埋蔵物の文化財認定について（通知）

平成 年 月 日付けで提出の埋蔵物発見届出書（ 警察署）にかかる物件は、文化財と認定しましたので通知します。

この物件の取扱いについては、別途指示のあるまで保管について注意されるよう配慮願います。また、届出日から起算して14日（公示期間）と6ヶ月が経過した後は、文化財保護法第105条第1項の規定により、所有者が判明しないものとして、当該文化財の所有権は県に帰属しますのでご了知下さい。

なお、このことについては、別紙のとおり所管の警察署長あてに通知していますので、念のため申し添えます。